

東近江市子ども読書活動推進計画

第4次計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

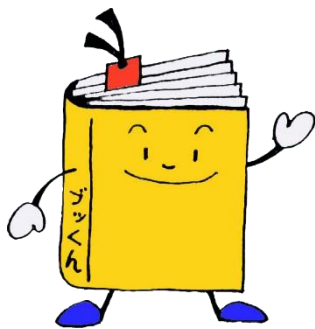


人と人、人と自然との豊かな出会いと読書で生きる力を育む

～ いつも手元に読みかけの本を ～

令和5年（2023年）3月

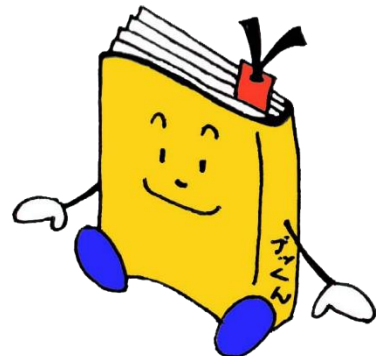
東近江市教育委員会



*本計画を推進するに当たり、キャッチフレーズとして掲げている“いつも手元に読みかけの本を”を明示した掲示物やキャラクター「ブックくん」を各種印刷物やしおりのデザインに取り入れることで、様々な人の目に触れるようにし、読書に親しむための一助としています。

—目次—

はじめに	～本計画の意義と策定の経緯～	1	
第1	子どもの読書活動を取り巻く現状と課題	2	
1	園、学校	2	
2	市立図書館	3	
3	家庭、地域	5	
第2	推進のための方策	～いつも手元に読みかけの本を～	6
1	子どもと本をつなぐ園、学校	6	
2	子どもと本をつなぐ家庭、市立図書館、地域	9	
3	指標	14	
第3	資料		
1	東近江市子ども読書活動推進計画 第4次計画策定委員会要綱	15	
2	東近江市子ども読書活動推進計画 第4次計画策定委員会委員名簿	17	



はじめに ～本計画の意義と策定の経緯～

子どもの読書活動について、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に次のような基本理念が示されています。

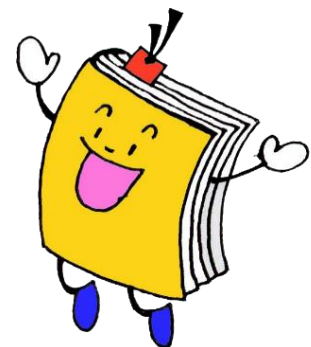
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

これに基づき、国は、平成14年（2002年）8月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、現在は、第4次計画において施策が示されています。

滋賀県においては、平成17年（2005年）2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成31年度（2019年度）から第4次計画が推進されています。

本市においては、平成20年（2008年）3月に東近江市子ども読書活動推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、園、学校の蔵書の充実や蔵書管理のデータベース化、学校司書の配置、市立図書館と園、学校や家庭・地域との連携、支援などを目指してきました。以来15年間、少しずつ成果を上げ、改善点を捉えて方策を立てて進めてきました。

本計画は、鈴鹿の山々から琵琶湖まで豊かな自然と歴史を有する本市をふるさととする子どもやその周りの大人が人と人、人と自然、人と本との豊かなふれあい、出会いを通して“いつも手元に読みかけの本を”携えている日常を描いています。子どもと本との出会いを生み出し、読書環境を整え読書活動を活性化することが、個々の子どもが豊かな人間性と生きる力を身に付けていくための一助となることを目指し、「東近江市子ども読書活動推進計画」を令和5年（2023年）4月から5箇年、第4次計画として策定します。



第1 子どもの読書活動を取り巻く現状と課題

平成20年(2008年)に本計画の第1次計画が策定されて以来、約15年の間に、子どもを取り巻く読書環境は大きく変化しました。

インターネットの普及、進化などを背景に街から本屋が減り、本を読む人と読まない人の二極化の加速が各種調査でも示されています。

本市においては、“いつも手元に読みかけの本を”をキャッチフレーズとして掲げ、本計画を推進してきました。現状において、策定当初に比べ、園、学校、地域の読書環境の整備は進み、読書活動は活性化しています。

今後、これらの成果を維持するとともに、主体的に本に親しんだり、必要に応じて本を探して選び活用したりする姿を引き出すこと、本に関心が薄い子どもや大人、本に触れたり、出会ったりする機会が少ない子どもや大人に向けた啓発などが課題として挙げられます。

1 園、学校

小・中学校は、本計画策定当初に比べ、蔵書の充実やデータベース化、学校司書の配置は進み、本計画に掲げる指標をほぼ達成し維持されています。引き続き、蔵書の廃棄と更新、データベース機器のメンテナンスや更新を図るとともに、小・中学校の学校司書配置の増員が望まれます。

日常的な読書活動(朝読書、個々のブックバッグ、読み語り等)、行事や年間を通した読書活動の取組、ボランティア等地域の人材活用は、多くの学校で定着しています。

さらには、読書の量とともに質について、現状を今一度確かに捉え、偏りなく多様に豊かな読書ができるような方策を見いだす必要があります。また、読書活動を担う教職員は、その指導が形骸化されないように、子どもが本のよさに気づき、読書に親しんだり、活用したりできるような教育活動を継続することが望まれます。

学校図書館は、「学習指導要領解説・総則編」や「学校図書館ガイドライン」において「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を果たす

ものとして位置付けられており、各教科等の学習に活用される機会が更に重要視されています。また、G I G Aスクール構想に基づく様々な施策が進められる中、I C T活用について学校図書館がどのような役割を担うかが課題となっています。

認定こども園・保育所・幼稚園各園には、絵本室や絵本コーナーが設置されています。第3次計画においては、多くの園で読書環境整備が進みました。

各園は、市立図書館が実施した「園の読書環境充実事業」の支援を受け、子どもも大人も本を手に取りやすい絵本室の環境整備を行いました。また、計画的に職員の研修機会を設け、充実した読書環境の整備や読書活動の活性化を図りました。

各園、学校の図書館・絵本室は、日常的に人の出入りがあり、そこにいる人の温かさや季節の移ろいを感じるような運営が行われるようになってきています。

引き続き、読書環境の維持、活用が進み、読書活動の更なる充実が期待されます。

2 市立図書館

本市には七つの図書館があり、市民の身近なところでそれぞれに魅力的な蔵書を整備し、図書館サービスを提供しています。

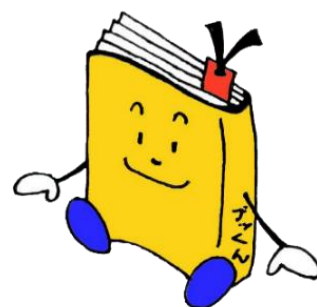
市立図書館では、館に配置する職員を全て司書とし、専門性の高いサービスの提供に努め、本の貸出しを中心とした資料提供や多様な文化事業を通し、活字文化を大切にしながら市民の要望に応じています。また、全館統一の蔵書管理システム及び巡回車配本システムを運用しています。これによりどの図書館でも貸出し、返却、蔵書の検索、リクエスト等のきめ細かなサービスを提供しています。

子どもの読書については、市立図書館の目標の一つとして「子どもへのサービスを重視する図書館」を掲げ、子どもの読書推進に向けて司書の専門性をいかした様々なサービスを展開しています。ボランティアや関係機関、認定こども園・保育所・幼稚園・学校等との連携を進め、子どもに向けた図書館サービ

スについて、きめ細やかな施策を積極的に進めています。

- ・ 7館の蔵書総数98万2千冊のうち27万冊（約27パーセント）が子ども向けの図書で、12歳以下の子ども一人当たりの蔵書冊数は20冊、貸出冊数は26冊になっています（令和4年度（2022年度）当初数）。
- ・ 図書館から遠く離れた地域や学童保育所に対する移動図書館の巡回や認定こども園・保育所・幼稚園に対する読書環境の整備支援、団体貸出を通じ、市内全体で幼い頃から本に出会い読書に親しむ環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 市立図書館の司書が認定こども園・保育所・幼稚園・学校・子育て支援センター等に出向き、おはなし会やブックトーク、先生・保護者・ボランティアに向けた研修支援を行っています。
- ・ 日本語を母語としない子どもや活字での読書が困難な子どもに向けて読書環境の整備や読書支援に取り組んでいます。
- ・ 館内フロアでの読み語りや読書案内、定期的なおはなし会や工夫を凝らした絵本のテーマ展示を行い、一人一人の子どもを深くて広い本の世界へいざなう環境づくりを日常的に行っています。
- ・ 本物に出会う機会となる、絵本原画展や子どもと作家との出会いの場を創出するなど、子どもの読書に関する多様な企画事業を開催しています。
- ・ 絵本読み語り講座などを実施し、子どもと本を結ぶ担い手の育成を行っています。
- ・ 小学生の図書館見学や中学生の職場体験学習の受入れ、おすすめ本リストを市立小・中学校の児童生徒への配付を通じて、本や読書に興味をもつきっかけづくりに取り組んでいます。

以上のような具体的な活動を通して、積み重ねてきた成果や特色をいかし、更なるサービスの向上を目指します。



3 家庭、地域

市内には、読書に関わるボランティアが多数活動しており、認定こども園・保育所・幼稚園・学校への読み語りや読書環境の整備支援に寄与しています。

今後は、これらの団体間及び団体と市立図書館や園、学校が協働して情報交換や研修などの機会を設けることが望まれています。

また、学童保育施設が増え、利用している家庭が非常に多くなっています。子どものここでの読書活動について、現状やニーズを捉え、それに応じた読書環境の整備や活動の支援が必要になっていると考えられます。

子育て支援センターでは、4か月児健診時の「ブックスタート事業」*を継続しており、絵本配布率は99パーセントに達しています。また、子育て支援センターの「地域子育て支援拠点事業」において団体貸出や移動図書館の活用を行っています。また、「つどいの広場」の「おはなし広場」による、子どもとその親が本に出会う機会を設けています。

学校区においては、今後、学校運営協議会*の施策がより一層推進されますが、これを通じた子ども読書活動の連携、協働は今後の検討課題になると考えられます。



ブックスタート事業

絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どもの言葉と心を育むことを支援することを目的に全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組です。

学校運営協議会

学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する場。この制度を導入した学校をコミュニティ・スクールと呼んでいます。

第2 推進のための方策 ～いつも手元に読みかけの本を～

本計画では、子どもが生涯にわたって本に親しみ“いつも手元に読みかけの本”がある習慣を身に付けることで、心を育み、学びを広げることを目指して方策を立てています。

子どもが本を読む習慣を身に付けるためには、子どもが本の楽しさを知り、自ら読みたい本や必要な本を選ぶことができる読書環境を整える必要があります。

1 子どもと本をつなぐ園、学校

(1) 園の子どもと絵本をつなぐ活動と環境整備

認定こども園・保育所・幼稚園では、読み語りやおはなしを通して、笑顔や豊かな心を引き出し、豊かな人間性を身に付けるための素地を養う読書活動や絵本室・絵本コーナーの更なる充実を目指します。

ア 子どもの笑顔と豊かな心を引き出す絵本と保育

認定こども園・保育所・幼稚園では、読み語りや紙芝居、パネルシアター等を通して、子どもがおはなしの世界の楽しさを知り、豊かな心を育てるよう保育をします。そのためには、子どもが絵本や図鑑を手に取りやすいよう各園の絵本室や絵本コーナーの環境を工夫するとともに、適切に選書、廃棄、更新などを行うことで魅力ある蔵書の充実を図ります。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた絵本を取り入れたり、市立図書館との連携を更に深めたりし、読書活動の研修や充実した読書環境整備を進めます。

さらに、絵本や図鑑等の本に関する情報を家庭に届け、子どもが家族とともに本に親しむ機会を生み出します。

イ 絵本でつながる人がいっぱい園

認定こども園・保育所・幼稚園では、保護者や地域のサークルやボラン

ティア、市立図書館などと連携し、読み語りの機会を重ね、人的な読書環境の充実を図ります。

(2) 小・中学校の子どもと本をつなぐ活動と環境整備

小・中学校では、本を読むことの楽しさやよさを知り、自ら本に親しんだり本を選んで活用したりする読書活動を大切にします。

文部科学省は、学校図書館の担う役割として「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を果たすことを示しています。これを踏まえつつ、子どもが魅力を感じる本や必要とする本があり、子どもの日常的な居場所となるような学校図書館の運営を目指します。

ア 豊かな心と学びを広げる読書活動

小・中学校では、個々の子どもが学校図書館の本を借りて自由に読むことをはじめとして、学校全体の取組である朝読書や読書集会、児童生徒の図書委員会活動、授業における並行読書や調べ学習のための図書資料活用などの読書活動*を進めています。

学校生活において、子どもが日常的に本を読むように、朝読書や読書タイムを週単位のスケジュールに位置付けること、読み語りや読書集会、読書啓発活動などを年間計画に位置付けることを継続し、更なる充実を目指します。

これらに関わる教職員や学校司書は、授業や読書活動、学校図書館運営に主体的に関わり、ボランティア、保護者、学校運営協議会などとの協働、連携により、一層の工夫改善を進め、その実践と研修を重ねます。

イ 魅力のある蔵書

子どもが日常的に本に出会うことができるのは、身近にある学校図書館や学級文庫、図書コーナー等です。学校は、子どもの多様な要求に応え、豊かな心を育み、学びが広がるような魅力のある蔵書を備え、その充実に努めます。

読書活動

小・中学校の読書活動として、日常的な読書指導のほか、おはなし会やブックトーク、アニメーション（ゲーム要素を取り入れた、子ども向けの読書の指導法）、ビブリオバトル（参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたいと思う本を投票で決める催し）など、子どもに読書への興味をもたせる取組を積極的に行っています。

「学習指導要領」（平成29年（2017年）文部科学省告示）では、国語科をはじめ、各教科等において並行読書や調べ学習等で図書資料を活用するなど言語活動を充実することやキャリア教育、ICT活用を重視する内容が示されています。また、特別な支援を要する子どもや外国語を母語とする子どものニーズがあり、それらに応える蔵書の充実を図ります。

学校に必要とされる蔵書数は、文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」で示されており、本市においても、その達成と維持を目指します。その際、蔵書数だけではなく、子どもが魅力を感じる本や必要な本を提供できる蔵書内容を目指し、計画的に廃棄と更新を進めます。

ウ 本の専門家がいる学校図書館

学校には、学校規模に応じて司書教諭の免許を持つ教員が配置されています。また、市教育委員会から学校司書が配置されています。本に関する専門性をもつ司書教諭や学校司書が学校における子どもの読書活動の推進や学校図書館の運営に大きな役割を担っています。司書教諭と学校司書と連携し、読み語りや読書集会などの読書活動、団体貸出や学習資料提供などの授業支援、廃棄・更新などの蔵書管理、読書環境整備に係る計画や実践をより進めます。

本市における学校司書は、平成20年度（2008年度）から配置し、令和4年度（2022年度）の時点で小学校では週2日、中学校では週1日から2日の配置が実現しています。今後、学校の現状に照らして、より効果的な派遣日数や人員数を検討し、計画的に体制の充実を図ります。

エ 本でつながる人がいっぱい为学校 ～開かれた学校図書館～

学校図書館長である校長、専門知識のある司書教諭や学校司書をはじめ、教職員、学校支援ボランティア、保護者、市立図書館、地域学校協働本部*や学校運営協議会等が読み語りや読書集会などの読書活動、団体貸出、館内装飾、環境整備などの運営について、協働、連携を進めます。

地域学校協働本部

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的にしたもの。学校と地域をつなぐパイプ役を地域コーディネーターとして学校に配置し、子どものよりよい学びへとつなげています。



2 子どもと本をつなぐ家庭、市立図書館、地域

子どもは、乳児の頃から、周囲の人々による語りかけや家族と共にめくる絵本、手遊び、わらべうた等で温かいひとときを過ごします。成長するにつれて、園、学校、地域の施設等で本に出会い、読み、味わい、家族や身近な人々と本について語り合う機会が増えていきます。

市立図書館は、読書環境づくりの拠点として、子どもが日常を過ごす家庭に本や情報を届けることができるよう、一層の工夫改善を進めていきます。また、いつも読みかけの本が家庭にあることを願って、園、学校、地域の子どもの読書環境づくりを支えます。

(1) いつも手元に読みかけの本がある家庭

家庭は、子どもの生活の基本となる場です。保護者と子どもが共に過ごす温かな時間に、子どもが本に親しみ、本の楽しさを知ることは、子どもの心の成長に欠かせない栄養となり、想像力、豊かな感性、人を思いやる心、考える力を育みます。子どもにとって、家庭における本との出会いは、生涯の大きな財産となります。

例えば、家族とともにめくる絵本の世界とその読み語りで過ごすひとときが子どもの心をより豊かに育てます。また、家族が本を読んでいる日常は、おのずとよい読書環境になります。居間の机に、いつも読みかけの本が置かれている家庭で育つ子どもには、自然に読書のよさが伝わります。

しかし、近年は、スマートフォンやパソコンを利用して様々な情報やコンテンツを簡単に入手できるようになり、インターネットやゲームに関わる時間が増えたことで、読書離れが懸念されています。

こうした社会の状況の中で、家庭に向けて、子どもの成長過程における読み語りや読書の重要性を様々な機会でお伝えします。

そのため、本市では、絵本に出会う第一歩として4箇月を迎える子どもと保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を引き続き行っていきます。

市立図書館には、子どもが興味をもつ絵本や図鑑等、様々な本がたくさんあります。それらを活用し、専門職である司書が本についての相談に応



じ、家庭における子どもの読書生活を支えます。また、親子のふれあいの場として「おひぎでだっこのおはなし会*」等を開催するとともに、子ども向けの図書館だよりでおすすめの本や季節に合った本を紹介する等、本の情報を家庭に届けます。

子どもと共に、家族も豊かな読書生活を送ることが大切です。市立図書館や園、学校、子育ての関連施設は、子どもと大人が読書を通して育ち合う家庭づくりを支援します。

(2) 子どもの居場所としての市立図書館

市立図書館は、読書を通じて子どもと大人が共に育つまちづくりを目指し、貸出サービス、児童サービス、全域サービス*を基本に、市民の暮らしに根付いた読書活動を進めます。あわせて、子どもが成長していく上で出会う図書館以外の家庭や園、学校、地域などとも連携、協働して子どもと本をつなぐ支援を行います。

未来に生きる子どもを育む温かい居場所であり続けるために、これまで大切にしてきたことや良さを引き継ぎながら、更に充実した図書館づくりを進めます。

ア 楽しい本の森づくり ～豊かな資料群の整備～

図書館は、子どもの心躍る楽しい本との出会いをつくり、知りたいことや幅広い関心に応えるため、あらゆる分野の本を所蔵しています。その図書館の豊かな蔵書は、多種多様な生き物たちの息吹や命が織りなす豊かな「森」を想起させるものです。この「森」の中で、全ての子どもがいつでも、それぞれに望む本に出会うためには、充実した蔵書の整備と、子どもと本をつなぎ本を手渡す人がいる環境が必要です。図書館では、子どもが読みたい、知りたいという気持ちを高め、自主的に本を読むことができるよう、蔵書やサービス体制を引き続き充実させます。

さらに、日本語を母語としない子どもや活字の本を読むことが困難な子どもなど、特別な支援を要する子どもに配慮した読書環境整備や読書

おひぎでだっこのおはなし会

2歳児までを対象としたおはなし会。わらべうた、手遊び、絵本の読み語り等を行い、親子のふれあいを大切にしています。

全域サービス

市内のどこに住んでいても、誰もが図書館サービスを利用できるよう、図書館間のサービス網や移動図書館等を活用して資料提供を行うサービスです。

支援に取り組みます。



イ 司書の専門性

市立図書館には、家族と共に訪れた乳幼児を含め、様々な年齢の子どもが来館しています。また、年齢だけでなく、置かれた環境、関心や興味などにより来館の目的も様々です。

司書の最も大切な仕事は、子どもの自由な発想と自主性を大切にしながら、個々の目的に合う本と出会うきっかけを作ることです。これにより、子どもは、読書の面白さや楽しさを知り、司書との信頼を深めていきます。

そのために、司書は子どもと本の架け橋になるよう「子どもを理解すること」「本を知ること」「子どもと本を結びつける技術（ストーリーテリング*やブックトーク*等）」を身に付けるなどの専門性を高めます。

ウ 子どもの夢づくり

市立図書館では、絵本や図鑑等の様々な本を楽しむきっかけを作るために、おはなし会や資料展示、ブックトーク、講演会等の事業を展開します。

また、絵本作家による原画展や写真展、プロの演奏者によるコンサート等、本物の芸術に出会う機会をつくっています。これらを更に充実させ、子どもの夢を育みます。

エ 園、学校と共にある市立図書館

市立図書館の司書は、認定こども園・保育所・幼稚園・学校の職員、学校司書と直に顔を合わせて連携を密にし、子どもの読書環境の充実につながる支援や研修支援を行います。

認定こども園・保育所・幼稚園の絵本室・絵本コーナーや小・中学校の学校図書館、学級文庫、図書コーナーに向けて、図書の団体貸出を進め、子どもの身近なところに常に本がある読書環境づくりを支援します。

ストーリーテリング (story telling)

子どもにお話を語り聞かせること。本を読むのではなく、語り手が物語を覚えた上で、聞き手に向かって語りかけるもので、素話ともいいます。

ブックトーク (Book-talk)

特定のテーマに沿って、複数の本を順序よく組み合わせ、あらすじや著書紹介等を交えて紹介し、本に対する興味を起こさせることを目的とした本の紹介の手法です。

オ 子どもと本をつなぐボランティア支援

子どもを理解し、子どもの立場になって読書の楽しさを伝えるおはなしボランティア活動を充実させるための情報提供や絵本の選び方、読み方の研修を定期的実施します。また、子どもと本をつなぐ活動の担い手を増やすため、新しくボランティアになることを希望する人に向けた講座を開きます。

さらに、ボランティアグループ同士の交流や連携により、子どもの読書をサポートするボランティア活動が市内全域で展開することを支援します。

(3) 子どもと本をつなぐ地域

地域には、市立図書館をはじめ、学童保育所、児童館、子育て支援施設、コミュニティセンター等、子どもが集まるところがいくつもあります。

ア 親子と本が会う子育て支援センター

子育て支援センターでは、子どもが絵本に出会う第一歩として、保健センターの4か月児健診時に親子に絵本を渡す「ブックスタート事業」を行っています。絵本を通して、抱っこの温かさに包まれる赤ちゃんに語りかけ、赤ちゃんとその成長に関わる人がお互いに心を通い合わせ、幸せを感じられるきっかけづくりになることを願って実施しています。保健センターと連携し、健診未受診者へは「ブックスタート事業」の案内をしています。

また、毎月1回「つどいの広場」で「おはなし広場」を開催し、図書館司書による絵本の読み語りをしており、今後、同事業をより広く周知していきます。

各子育て支援センターには、たくさんの絵本があり、自由に手に取ることができます。子育て支援センターは、子どもが小さな頃から本に関心を寄せ、手の届くところに本がある環境が望ましいと捉え、その整備を進めます。

イ 親子が本の大切さを知る保健センター

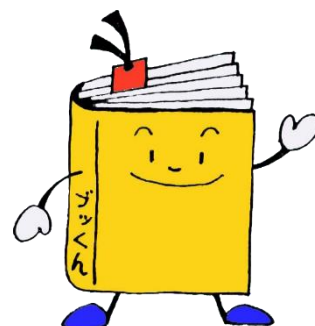
スマートフォンやタブレット等の急速な普及で、大人がそれら端末を日常的に使用しているため、子どもたちも早い年齢で操作を覚え、メディア依存になっている傾向があります。

保健センターでは、乳幼児健診や子育て相談の場を通して、メディア視聴に偏ることなく、「脳や体を育てる遊び」として外遊びや室内遊びが大切であることを伝えていきます。絵本の読み語りを通した繰り返しの言葉遊びはその一つです。言葉の育ちは生まれたときから始まっており、この言葉遊びは、考える力や想像力、コミュニケーション能力、感情を読み取る力が育つことにつながっていきます。

子どもの成長を確認できるように保護者が学習できる機会を設け、親子で本を楽しめるきっかけづくりを行っていきます。

ウ 子どもが集まる場に本があるまち

地域には、学童保育所、児童館、コミュニティセンター等、子どもが集まる場所や子どもを対象とした活動が幾つかあります。子どもが集まる場の特性に応じて子ども読書活動を推進できるよう本計画を周知し、協力、協働、連携を求めます。



3 指標

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。

指 標 名	計画策定時実績				目 標 (R9年度)	
	第1次 (H19年度)	第2次 (H24年度)	第3次 (H29年度)	第4次 (R3年度)		
学校図書館図書標準 (学校図書館に整備す べき蔵書の標準)に達 している学校の数	小学校	—	5/22校	15/22校	20/22校	全校
	中学校	—	1/9校	6/9校	9/9校	全校
学校司書を定期的に配 置している学校の数	小学校	0/23校	12/22校	22/22校	22/22校	全校
	中学校	0/9校	2/9校	5/9校	9/9校	全校
全校で定期的な読書活 動を実施している学校 の数	小学校	14/23校	22/22校	22/22校	19/22校	全校
	中学校	5/9校	9/9校	8/9校	9/9校	全校
読書活動においてボラ ンティアと協力してい る学校、園の数	認定こども園 保育所 幼稚園	18/40園 (45%)	34/40園 (85%)	20/31園 (65%)	15/27園 (56%)	全園
	小学校	21/23校	19/22校	22/22校	18/22校	全校
	中学校	2/9校	2/9校	3/9校	2/9校	全校
市立図書館と連携を実 施している学校、園の 数	認定こども園 保育所 幼稚園	31/40園 (78%)	40/40園 (100%)	31/31園 (100%)	27/27園 (100%)	全園
	小学校	20/23校	22/22校	22/22校	22/22校	全校
	中学校	5/9校	5/9校	7/9校	3/9校	全校
1箇月間に1冊以上本 を読んだ児童生徒の割 合	小学校	—	96.9%	97.9%	97%	100%
	中学校	—	89.9%	89%	88%	95%
1箇月間の児童、生徒 の読書冊数	小学校	—	—	7.9冊	8.5冊	10冊
	中学校	—	—	2.7冊	3.2冊	5冊
市立図書館での児童図書 の年間貸出冊数 (12歳以下の子ども一人当たり)		23冊	27冊	26冊	26冊	30冊
市立図書館での児童図書 の蔵書冊数 (12歳以下の子ども一人当たり)		15冊	17冊	20冊	20冊	20冊

この計画を推進するため、関係機関や関係団体等による東近江市子ども読書活動推進委員会を設置します。なお、現状で目標数値を達成している指標もありますが、継続した取組により一層充実した読書環境を推進していきます。

第3 資料

1 東近江市子ども読書活動推進計画第4次計画策定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に平成30年（2018年）4月に策定された東近江市子ども読書活動推進計画第3次計画が策定から4年を経過し、終期を迎えた。これに伴い、これまでの成果と課題を整理し、本市の東近江市子ども読書推進計画第4次計画(以下「計画」という。)を策定するため設置する東近江市子ども読書活動推進計画第4次計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども読書ボランティア
- (3) 学校教育関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) 図書館関係者
- (6) 社会教育関係者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課及び図書館で組織し、幹事課を生涯学習課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、令和4年(2022年)5月1日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

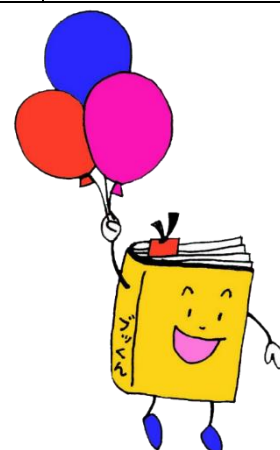
(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開催される会議は、教育長が招集する。

2 東近江市子ども読書活動推進計画第4次計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属	備 考
1	杉 澤 周 一	有識者	委員長
2	京 田 純 子	子ども読書ボランティア	副委員長
3	小 倉 慶 子	子ども読書ボランティア	
4	桂 田 陽 子	東近江市図書館協議会	
5	中 村 嘉 朗	東近江市PTA連絡協議会	
6	栗 田 一 路	学校教育関係者	
7	澤 加奈子	幼児教育関係者	
8	小 椋 文 子	学校教育関係者	
9	木 村 直 人	学校教育関係者	
10	速 水 須美江	学校図書館関係者	
11	安 田 真由美	幼児教育関係者	
12	山 本 百合華	幼児教育関係者	
13	浦 部 明 子	幼児教育関係者	
14	江 竜 喜代子	図書館関係者	
15	中 西 恵美子	社会教育関係者	





令和5年（2023年）3月

編集：東近江市子ども読書活動推進計画

第4次計画策定委員会

発行：東近江市教育委員会事務局生涯学習課

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5675（直通）

I P 050-5801-5672（直通）

F A X 0748-24-1375

